

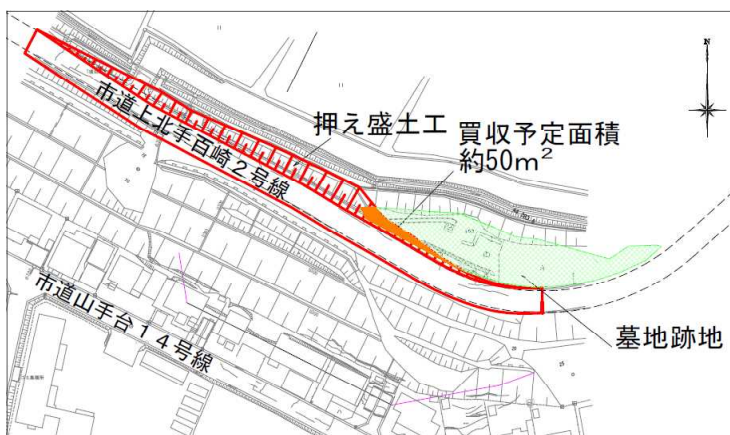
令和 7 年 9 月定例会

建設委員会資料
(都市整備部)

災害復旧事業（山手台）の本復旧工事について

令和5年7月豪雨災害で被災した公共土木施設（市道上北手百崎2号線ほか1路線）については、令和6年11月に災害査定を受け、災害復旧事業として国に認められた。令和7年度から8年度にかけて継続費を設定のうえ、本復旧工事を実施することとしているが、国との協議の結果、より安価な工法に見直し、本復旧工事を発注するもの。

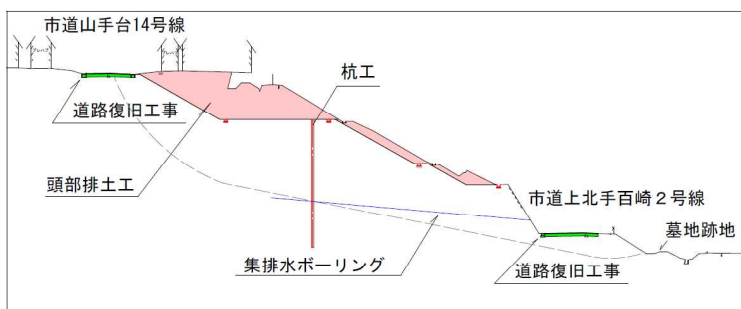
1 本復旧工事の内容



当初の国との事前協議では、押え盛土工の検討を行っていたものの、道路から墓地へ出入りができなくなることから、地権者の意向を考慮し、検討段階で不採用としていた。

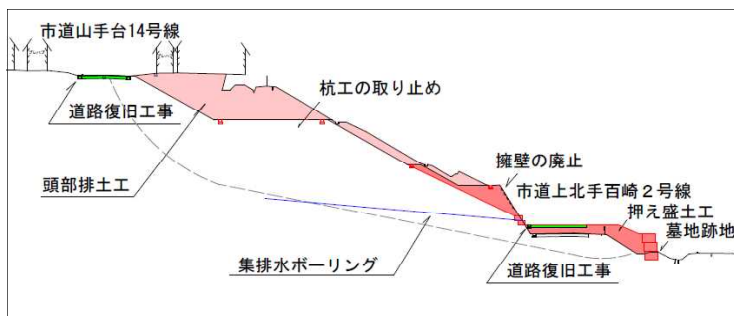
その後、今年5月初旬より墓地の墓じまいが始まり、更地となったことから、当該用地を活用し、より安価な押え盛土による工法を採用する。

【当初工法（案）】



- ・頭部排土工・杭工・地下水排除工の複合法
- ・墓地への出入りに支障がないよう、道路の高さは現状通り復旧

【発注工法】



- ・頭部排土工・押え盛土工・地下水排除工の複合法
- ・頭部排土を流用し、市道上北手百崎2号線沿いに、押え盛土を行う。

* アンダーラインは変更した工法を示す。



発災時の状況（墓地）



墓じまい後の状況（墓地跡地）

2 工法の見直しによる効果

杭工を取り止めするとともに、既存擁壁を廃止し、頭部排土を押え盛土に流用することにより、コスト縮減が見込まれる。

3 工法の見直しに伴う用地買収

更地となった墓地跡地の土地所有者からは、事業に協力いただける旨、承諾を得たことから、必要な面積を用地買収する。

・ 用地買収費 約200千円【補助】 買収面積は約50㎡

4 事業スケジュール(予定)

令和7年10月	本復旧工事仮契約
12月	本復旧工事本契約（議会承認後）
令和8年1月	本復旧工事着手
令和9年3月	本復旧工事完成、通行止め解除

町内会に対する空き家の実態調査について（中間報告）

令和7年7月7日から実施した町内会に対する空き家の実態調査について、空き家数等に関し、中間報告するものである。

なお、調査結果については、最終的に報告書としてまとめ、12月下旬頃にホームページで公開する予定である。

1 実態調査の概要

- (1) 調査期間 令和7年7月7日（月）～8月18日（月）締切
- (2) 調査対象 964町内会（共同住宅等の居住者で組織の町内会は除く。）
- (3) 実施方法 郵送による調査票の送付およびホームページでの周知
郵送、メールおよび来庁による調査票の提出

2 調査結果（令和7年9月1日現在）

- (1) 回答数 785町内会（回答率 81.4%）

【地域別の内訳】

地域	送付数 (町内)	回答数 (町内)	未回答数 (町内)	回答率
中央地域	313	249	64	79.6%
東部地域	155	130	25	83.9%
西部地域	50	38	12	76.0%
南部地域	147	127	20	86.4%
北部地域	201	163	38	81.1%
雄和地域	33	26	7	78.8%
河辺地域	65	52	13	80.0%
合計	964	785	179	81.4%

(2) 回答のあった空き家数等

ア 空き家の把握状況 把握している 708町内会
把握していない 77町内会

イ 把握している空き家数 4,832戸

ウ イの内、管理不適切空き家数 1,372戸（全体の28.4%）

エ ウの内、危険な空き家数 325戸（全体の6.7%）

【地域別の内訳】

地域	ア 空き家の把握状況		イ 把握済 の空き家数 (戸)			空き家数に占める割合	
	把握済 (町内)	未把握 (町内)		ウ 管理 不適切 (戸)	エ 危険 (戸)	管理 不適切 (ウ/イ)	危険 (エ/イ)
中央地域	212	37	880	253	56	28.8%	6.4%
東部地域	122	8	1,010	258	58	25.5%	5.7%
西部地域	33	5	401	68	11	17.0%	2.7%
南部地域	114	13	665	174	36	26.2%	5.4%
北部地域	154	9	1,459	461	98	31.6%	6.7%
雄和地域	25	1	163	59	25	36.2%	15.3%
河辺地域	48	4	254	99	41	39.0%	16.1%
合計	708	77	4,832	1,372	325	28.4%	6.7%

3 今後の対応等について

- (1) 今回の調査で回答のあった空き家については、本市で把握している空き家データとの突合作業などを行いながら、現地調査による空き家の状況等の確認作業を実施することとする。
そのうち、危険な空き家については、優先的に所有者調査等を進め、所有者等への指導等を実施する。
- (2) 未回答の町内会や空き家を把握していないとの回答があった町内会の区域についても、現地調査等による空き家の把握作業の実施を検討する。
- (3) 空き家の個別の状況等については、現在、確認および集計作業中であるため、調査結果の概要は、12月下旬頃に報告書としてホームページで公開する予定である。
- (4) 本調査で得られた空き家数等の結果を踏まえ、秋田市空家等対策審議会において、本市空家等対策計画の改定作業を行う。
- (5) 本調査結果の報告書および本市空家等対策計画の素案については、令和7年11月定例会の本委員会では報告予定である。